

奈良県地域医療構想の策定の手続について

1. 奈良県地域医療構想の策定（奈良県保健医療計画別冊）

(1) 地域医療構想の位置付け

- ・地域医療構想は、医療法上、医療計画の一部と位置付けられており、策定に当たっては医療計画の策定・変更と同様の手続が必要となる。

(2) 地域医療構想の策定手続

- ・医療審議会に諮問するほか、市町村等の意見を聴取。
- ・パブリックコメントや新たに設置した各保健医療圏ごとの地域医療構想調整会議を活用し、策定段階から地域の医療関係者等の意見を聴取。

地域医療構想の医療法上の主な位置付け

医療法

第二節 医療計画

第三十条の四 都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。

2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

七 地域における病床の機能の分化及び連携を推進するための基準として厚生労働省令で定める基準に従い定める区域（以下「構想区域」という。）における次に掲げる事項を含む将来の医療提供体制に関する構想（以下「地域医療構想」という。）に関する事項

イ 構想区域における厚生労働省令で定めるところにより算定された第三十条の第十三第一項に規定する病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量（以下単に「将来の病床数の必要量」という。）

ロ イに掲げるもののほか、構想区域における病床の機能の分化及び連携の推進のために必要なものとして厚生労働省令で定める事項

八 地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項

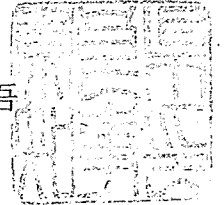
1 3 都道府県は、医療に関する専門的科学的知見に基づいて医療計画の案を作成するため、診療又は調剤に関する学識経験者の団体の意見を聴かなければならない。

1 4 都道府県は、医療計画を定め、又は第三十条の六の規定により医療計画を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県医療審議会、市町村（救急業務を処理する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合及び広域連合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百五十七条の二第一項 の保険者協議会の意見を聴かなければならない。

地医第 488 号
平成28年3月28日

奈良県医療審議会会長 様

奈良県知事 荒井 正吾



奈良県地域医療構想の策定について

このことについて、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第14項の規定に基づき貴殿の意見を求めます。